（仮称）
魚津市犯罪被害者等支援条例（素案）
逐条解説

魚津市民生部市民課

目　　次

第１条　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２条　定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第３条　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第４条　市の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第５条　市民等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第６条　事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第７条　支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第８条　相談及び情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第９条　日常生活の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第10条　居住の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
第11条　経済的負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第12条　安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第13条　市民等及び事業者の理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・21
第14条　民間支援団体に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第15条　個人情報の適切な管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第16条　意見の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第17条　委任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

○（仮称）魚津市犯罪被害者等支援条例（素案）

（目的）
第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例を制定する目的を明らかにするものです。

【解説】

誰もが、ある日突然、犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、その直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠ける言動等による間接的な被害、いわゆる「二次的被害」に苦しめられることも少なくありません。

このような状況の下、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」といいます。）が制定されました。

この基本法は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、犯罪被害者等の支援の施策に関する基本理念を規定するとともに、国、地方公共団体及び国民の責務を明記し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを規定しています。

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるために、身近な行政機関として市の果たす役割は大きく、本条例は、基本法に規定する目的や理念を実現するために、犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市の責務、市民等及び事業者等の役割を明らかにし、支援の基本となる事項を規定しています。

その規定に基づいて、国や県、民間支援団体などの関係機関等と連携を取りながら、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減」を目指した施策を総合的に推進することで犯罪被害者等を支えるとともに、「誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること」を本条例の目的としています。

【参考】基本法

（目的）

第１条　この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

（２）　犯罪被害者等　犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

（３）　犯罪被害者等支援　犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。

（４）　市民　市内に住所を有する者をいう。

（５）　市民等　市民、市内に通勤し、又は通学する者及び市内において活動を行う者をいう。

（６）　事業者　市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（７）　二次的被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

（８）　再被害　犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

（９）　民間支援団体　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第１項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（10）　関係機関等　国、県、警察、他の市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

【趣旨】

本条例における用語の定義を説明するものです。

【解説】

（第１号）

「犯罪等」とは、基本法における定義と同様としています。

「犯罪」とは、個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為等、刑法その他刑罰法令の規定により、刑罰を科せられる行為ををいいます。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪ではないがそれに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する次のような行為が想定されます。

ア　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に規定されている「つきまとい等」で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為

イ　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定されている「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」

ウ　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等の子どもの健康・安全への配慮を怠ること

（第２号）

「犯罪被害者等」とは、基本法における定義「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と同様としています。

「第４次犯罪被害者等基本計画」における「犯罪被害者等」とは、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていませんが、条例に基づく具体的施策の実施に当たっては、個々の被害者等の状況に応じた支援を行うこととなります。

（第３号）

「犯罪被害者等支援」とは、犯罪被害者等がその受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいいます。

（第４号）

「市民」とは、本市の住民基本台帳に記録されている者のほか、住民基本台帳には記録されてはいないが、市内に現に居住している

者をいいます。

（第５号）

「市民等」とは、前号に規定する「市民」に加えて、市内の事業所に勤務している者、市内の学校等に通っている児童、生徒及び学生のほか、市内において活動を行う個人をいいます。

（第６号）

「事業者」とは、市内において一定の目的をもって反覆・継続的に同種の事業活動を行うもの全般をいいます。

営利か非営利、個人か法人、市内における事業所の設置の有無及び業種を問いません。

（第７号）

「二次的被害」とは、犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて拡散される誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的損失その他の被害をいいます。

（第８号）

「再被害」とは、犯罪被害者等が被害を受けた犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいいます。

（第９号）

「民間支援団体」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第１項に規定する犯罪被害者等早期援助団体（県内では公益社団法人とやま被害者支援センターがこれにあたります。）のほか、犯罪被害者等への支援を行う民間の団体、犯罪被害者等で構成する自助組織等を想定しています。

（第10号）

「関係機関等」とは、犯罪被害者支援の施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力していかなければならない関係にある国、県、警察、その他の地方公共団体、犯罪被害者等の支援

を行う民間の団体等を指します。

【参考】基本法

（定義）

第２条　この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

２　この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

３　この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（犯罪被害者等基本計画）

第８条　政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

２　犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

【参考】第４次犯罪被害者等基本計画

「犯罪被害者等基本計画」は基本法第８条に基づき、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めたもので、現在の第４次犯罪被害者等基本計画の計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５か年としています。

重点課題として、「損害回復・経済的支援等への取組」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」、「刑事手続への関与拡充への取組」、「支援等のための体制整備への取組」及び「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」を掲げています。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

２　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行わなければならない。

３　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

４　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することとならないよう、二次的被害の発生の防止について十分配慮して行わなければならない。

５　犯罪被害者等支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行わなければならない。

【趣旨】

基本法を踏まえ、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を定めるものです。

【解説】

（第１項）

犯罪被害者等の支援は、同じ社会の一員として犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据えて実施すべきことを明らかにしています。

（第２項）

犯罪被害者等の支援は、被害又は二次的被害の状況、犯罪被害者等が直面している具体的状況を正確に把握し、個々の状況に応じて適切に行われるべきであることを明らかにしています。

（第３項）

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができ

るよう迅速かつ公正に行う必要があります。

また、この支援は長期的な時間を要し、時間の経過とともに変化する様々な問題に対しても途切れることなく、継続性を持って支援を行うべきであることを明らかにしています。

（第４項）

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉（品性、徳行、名声、信用等の人的価値について社会から受ける客観的な評価）や平穏な日常生活を害することとならないよう配慮して行われ、また二次的被害を発生させないよう支援が行われることを明らかにしています。

（第５項）

犯罪被害者等の支援は、市が単独で実施できるものではなく、市民等、事業者、民間支援団体、国や県などの関係機関等が緊密に連携協力して取り組んでいく必要があることを明らかにしています。

【参考】基本法

（基本理念）

第３条　すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

２　犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

３　犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（市の責務）
第４条　市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的に策定し、実施するものとする。

２　市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援における市の責務を定めるものです。

【解説】

（第１項）

本条では、第３条に規定する基本理念や、基本法第５条に規定する「地方公共団体の責務」を踏まえ、市は犯罪被害者等を支援するための施策の策定と実施を行う責任があることを定めています。

（第２項）

第１項の規定を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を円滑に実施するため関係機関等と連携及び協力し、実施をしていくことが市の責務であることを定めています。

【参考】基本法

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民等の役割）
第５条　市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援における市民等の役割を定めるものです。

【解説】

本条では、第３条に規定する基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の支援における市民等の役割を定めています。

犯罪被害者等は、共に生活する地域の一員であり、犯罪被害者等の支援には、地域社会全体の協力が必要不可欠です。

共に地域で生活していく市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深めるとともに、心ない噂や偏見などの二次的被害の発生防止に努め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることがないよう十分配慮することを規定しています。

また、市民等は、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力することに努めることとしています。

【参考】基本法

（国民の責務）

第６条　国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

【参考】富山県犯罪被害者等支援条例（以下「県条例」といいます。）

（県民の責務）

第５条　県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）
第６条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行い、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援における事業者の役割を定めるものです。

【解説】

本条では、犯罪被害者等の支援における事業者の役割を定めています。

事業者は、雇用している従業員が犯罪被害者等となった場合、前条と同様、従業員に対する支援への理解と二次的被害の防止に向けた十分な配慮が求められています。

犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響に加え、警察の捜査への協力や裁判手続など、様々な事情によって多くの時間が割かれることとなり、仕事を休まざるを得ない場合があります。

事業者には、犯罪被害者等になった従業員が就労を継続できるよう、勤務時間や休暇取得などの職場環境の整備や職場での人間関係について配慮することが求められます。

また、前条同様、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力することに努めることとしています。

【参考】県条例

（事業者の責務）
第６条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

（支援体制の整備）
第７条　市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。
２　市は、関係機関等との相互の連携及び協力の下に犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう、支援に係る体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援を総合的に行うための相談窓口の設置と、支援に係る体制の整備について定めるものです。

【解説】

（第１項）

本条では、市は、犯罪被害者等の支援に関する総合的窓口を設置して、犯罪被害者等からの相談に応じることを定めています。

総合的窓口とは、犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関等に関する情報提供・橋渡しなどを行うなど、総合的な支援を行う窓口をいいます。

犯罪被害者等が複数の支援を求める場合、各担当窓口に出向いて事情を説明し手続きを行うことは大きな精神的負担を生じさせ、二次的被害の要因ともなり得ます。

総合的窓口は民生部市民課に設置し、犯罪被害者等が相談を受ける際の負担が軽減されるよう支援します。

（第２項）

犯罪被害者等支援の円滑な実施には、関係機関等との連携・協力が欠かせません。

それぞれの関係機関等における支援内容を把握するとともに、迅速かつ適切に連携し、協力できる体制の整備に努めます。

【参考】基本法

（連携協力）

第７条　国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯

罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

【参考】県条例

（県の責務）

第４条　２　県は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、市町村その他関係機関及び民間支援団体（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を緊密に行うものとする。

（連携協力）

第８条　県及び関係機関等は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）
第８条　市は、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等からの相談対応と情報提供等について定めるものです。

【解説】

本条では、前条第１項に規定する「犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口」において、犯罪被害者等の様々な問題に対処するための情報提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すための支援が途切れることなく行われることを定めています。

「必要な情報の提供、助言」とは、対象者が利用できる制度に関する情報、関係機関等が行う支援に関する情報、経済的支援に関する情報、医療機関に関する情報、裁判手続等に関する情報等の提供とそれらに関する助言をいいます。

【参考】基本法

（相談及び情報の提供等）
第11条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】県条例

（相談及び情報の提供等）
第10条　県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）
第９条　市は、犯罪被害者等である市民が犯罪等により心身に受けた影響を回復し、若しくは軽減し、又は犯罪等による被害を受けたことにより日常生活において生じる負担を軽減して早期に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じ、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供、生活支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等である市民の日常生活の回復に向けた支援について定めるものです。

【解説】

本条では、犯罪被害者等が、早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、心身の状況や日常生活の状況等に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービスの提供、生活支援などを行うことを定めています。

犯罪被害者等には、犯罪等による精神的・身体的被害に加え、医療機関への入院や通院、裁判手続等への対応などにより生活が一変し、元の日常生活を営むことに困難が生じる場合があります。

市では、医療費負担の軽減制度や「こころの相談窓口」等相談支援、就学援助など各種の支援を提供しています。

関係機関等と連携を図りながら、個々の犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を提供し、平穏な日常生活の回復を図ります。

【参考】基本法

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第14条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

【参考】県条例

（心身に受けた影響からの回復）

第12条　県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第16条　県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、家事又は育児に係る援助、病院への付添いその他の日常生活上の支援に関する必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）
第10条　市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等である市民の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が二次的被害若しくは再被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等である市民の居住の安定に向けた支援について定めるものです。

【解説】

本条では、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供等の支援を行うことを定めています。

犯罪被害による住居の損傷、二次的被害や再被害等から、従前の住居に居住することが困難となる場合があることから、市営住宅（魚津市営住宅条例（平成25年魚津市条例第８号。以下同じ第２条第１号に規定する市営住宅をいう。）等一時的な転居先の確保について支援を行うものです。

市営住宅への入居の場合、使用期間については、犯罪被害者等の住宅に困窮する実情等を勘案の上、適切な期間となるよう配慮します。

【参考】基本法

（居住の安定）
第16条　国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第２条第２号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】県条例

（居住の安定等）
第14条　県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

【参考】犯罪被害者等の公営住宅への入居について

（平成17年12月26日国住総第137号国土交通省住宅局長から各都道府県知事あて通知）

第２　公営住宅の目的外使用について

３　目的外使用に係る期間については、原則として１年を超えない期間とすること。

また、当該犯罪被害者等の住宅に困窮する実情や収入、事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するものとするとともに、住宅困窮要件以外の入居要件を満たす者については、当該犯罪被害者等の実情に応じ、期間中に公募により入居できるよう配慮するものとすること。

（経済的負担の軽減）
第11条　市は、犯罪被害者等である市民が受けた犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給その他の経済的支援に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等である市民の経済的負担の軽減に向けた支援について定めるものです。

【解説】

犯罪被害者等は、被害直後に医療費や葬儀費用、裁判費用などの予期しない金銭的負担や、生計維持者の死亡や退職、休職などによる収入減少などにより、経済的困窮に直面する場合があります。

本条では、犯罪等により重傷病を負われた犯罪被害者やご遺族への支援金の支給など経済的負担の軽減を図るための経済的な助成に係る支援を行うことを定めています。

支援金の支給制度に関しては、別途要綱で定め実施する予定です。

【参考】基本法

（給付金の支給に係る制度の充実等）
第13条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】県条例

（経済的負担の軽減）
第11条　県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）
第12条　市は、犯罪被害者等である市民が二次的被害又は再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等の個人情報の保護に努めるとともに、防犯に係る指導及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等である市民の安全の確保に向けた支援について定めるものです。

【解説】

犯罪被害者等への支援を行うに当たっては、犯罪被害者等の安全の確保を行うことが極めて重要です。

本条では、犯罪被害者等への二次的被害や再被害を防止するため、犯罪被害者等の個人情報の保護に努めるとともに、防犯指導や助言、その他安全を確保するための必要な施策を行うことを定めています。

昨今、ＳＮＳ等での犯罪被害者等に対する誹謗中傷等から生じる二次的被害が多発しており、また、犯罪被害者等の居所が知られ加害者からの再被害の可能性もあることから、犯罪被害者等の安全を確保するため、警察をはじめとする関係機関等と連携を図りながら必要な措置を講じます。

【参考】基本法

（安全の確保）
第15条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】県条例

（安全の確保）
第13条　県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（市民等及び事業者の理解の促進）
第13条　市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援に関する市民等及び事業者の理解の促進について定めるものです。

【解説】

本条では、犯罪被害者等の置かれている状況や必要としている支援についての理解を深め、二次的被害の発生を防止するとともに犯罪被害者等を地域社会で孤立させることなく、社会全体で支援が行われるよう、市は市民等及び事業者に対し、犯罪被害者等支援に関する広報、啓発、教育その他の必要な活動を行うことを定めています。

【参考】基本法

（国民の理解の増進）

第20条　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

【参考】県条例

（県民の理解の増進）

第19条　県は、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の関心及び理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）
第14条　市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

民間支援団体の支援活動に対する支援について定めるものです。

【解説】

民間支援団体の活動は、犯罪被害者等支援に関する専門的知識や経験に基づき、犯罪被害者等の様々な状況に応じた柔軟できめ細やかな支援が継続的に行われるなど、支援を推進する上で重要な役割を果たしています。

本条では、市は、民間支援団体における犯罪被害者等の支援の活動が適切かつ効果的に推進されるよう、民間支援団体の取組に必要な情報の提供、広報啓発への協力などを行うことを定めています。

【参考】基本法

（民間の団体に対する援助）
第22条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

【参考】県条例

（民間支援団体に対する援助）
第21条　県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（個人情報の適切な管理）
第15条　市及び関係機関等は、犯罪被害者等への支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

【趣旨】

犯罪被害者等及びその関係者の個人情報の適切な管理について定めるものです。

【解説】

犯罪被害者等が直面している状況を正確に把握するためには、犯罪被害者等やその関係者から、他人には特に知られたくない個人情報の提供を受け、取り扱う場合があります。

犯罪被害者等に係る個人情報が外部に漏洩しないよう適切に管理することは、犯罪被害者等の安全の確保だけではなく、市への信頼や、市に相談をし、支援を受けることへの安心感につながり、より適切な支援に繋がることとなります。

本条では、犯罪被害者等の支援に必要な施策は多岐にわたり、市においても複数の部署が相互に連携し、支援を実施していくことから、それぞれの部署における適切な個人情報の管理を行うことを定めています。

また、市が連携・協力して犯罪被害者等の支援を行う関係機関等についても同様の対応を求めています。

（意見の反映）
第16条　市は、犯罪被害者等への支援に関する施策を実施するに当たっては、犯罪被害者等及び関係機関からの意見を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

【趣旨】

市の施策への犯罪被害者等及び関係機関の意見の反映について定めるものです。

【解説】

犯罪被害者等の支援のための施策は、犯罪被害者等のニーズを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って策定し、実施される必要があります。

本条では、犯罪被害者等の支援に関する施策の策定において、犯罪被害者等及び関係機関からの意見を聴取し、施策に反映させることについて定めています。

【参考】基本法

（意見の反映及び透明性の確保）

第23条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

（委任）
第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

条例の施行に関して必要な事項がある場合、市長が別に定めることを定めるものです。